

ポリシーペーパーNo.17「核兵器問題の主な論点整理：国際政治・安全保障編（改訂版）」
主な要点

▽長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）

●「核抑止は戦後の平和を守ったか」吉田文彦(p.10)

核抑止は本当に機能してきたのか。この、ある意味で茫漠たる問いへのひとつの「証拠」として抑止効果支持論が強調するのが、「第二次大戦後に次の世界大戦が起きなかったのは、核抑止が存在してきたからだ」という「解釈」である。

【吉田の見解】核抑止の平和に貢献したとの立場に立つ一人は、核戦略史研究の重鎮であるローレンス・フリードマンで、次のように分析している。「我々は、1945以降の欧州では平和が続いたことを知っている。これは核抑止が、信頼できないものであるにせよ、実行能力のあるものではないかということを示している。多くの不確実性の存在は、攻撃がもたらす結果について誰も十分に予測できないことを意味している。核戦争を思うように運び、管理できるかのように準備したところで、すべてが手におえない状態なりかねないという恐怖心が残るだろう。そうした恐怖心こそが、現代の世界において、慎重さを保つ最も強力な源になっている。抑止という王様は裸かも知れないが、それでも王様ではある」。

他方で懐疑的なのが、歴史学者のフランシス・ギャビン博士で、「第一次世界大戦の原因をめぐる多くの未解決の議論が示すように、実際に起こったことの原因を（完全に）理解することさえ、ほとんど不可能である。増してや、何かがなぜ起こらなかったのかを理解しようとすることは、方法論的には悪夢でさえある」と指摘している。そして、「核抑止力という考え方は直感的には説得力があるが、1945年以降の世界情勢が相対的に平和で安定していたことについては、他にも説明が存在しうるだろう」との見方に立っている。

結論から言えば、「第二次大戦後に次の世界大戦が起きなかったのは、核抑止が存在してきたからだ」というのは、あくまでその説を支持する人たちの「解釈」である。核抑止論者からは、それでも「核抑止の成果だった可能性は高いという推論が成り立つ」との反論はあるだろうが、そうした反論が核抑止論の信頼性を裏付ける定説にはなりえない

●「最先端技術と核戦争リスク」吉田文彦(p.96)

核抑止論を支えている「モノ」は、核弾頭やそれを搭載するミサイルなどの、直接的な攻撃手段のみではない。情報収集・警戒監視・偵察(ISR)システムや、核の指揮・統制・通信システム（NC3）といった核戦争計画を成り立たせるための「核兵器システム」が存在する。いわば、核抑止のための巨大インフラである。最先端技術に基づく兵器（たとえば、サイバー兵器、対衛星（ASAT）兵器）がこの巨大システムを標的にする時代に突入している。

【吉田の見解】サイバー攻撃対策に力を入れてきた米国であっても、不安は払しょくしき

れていない。高度なサイバー兵器で攻撃された場合、米国当局の核兵器システムに異常が発生して、誤った警告につながったり、場合によっては敵対者に核兵器システムの制御を許したりする可能性さえあるとされる。冷戦時代には米国とソ連が ASAT 兵器の開発・実験を繰り返していた。近年では中国やロシアが能力向上を進めており、多様な ASAT 兵器の開発が進行中と見られている。核抑止のための巨大インフラは、核抑止力の安定・強化のために次々と最先端技術を導入してきた。しかしながら、最先端技術がこの巨大インフラを攻撃する能力を高まっている中で、ここでも「安全保障のジレンマ」（一方の軍拡が他方の軍拡を誘発して、不安定化からの抜け道を見つけにくい状態）が目立つようになってきており、今後の大きな課題となるだろう。不安定化がこうじれば核戦争リスクの高まりにもつながりかねない。

● 「気候変動と核戦争のリスク」 吉田文彦(p.99)

「気候変動に関する国際パネル」（IPCC）の最新の予測では、「気候変動が国家間の武力紛争に及ぼす影響はごくわずか」であり、「気候変動がリスク増大要因として作用するのは、環境ストレスや紛争に対して脆弱な状況」のみであるとの展望を示している。これそのものは希望を抱かせる面もあるが、仮に、「環境ストレスや紛争に対して脆弱な状況」にある地域で気候変動が進み、それが核戦争のリスクを高める事態になれば一気に危機レベルが上がることになる。

【吉田の見解】たとえば南アジアを例にあげてみる。南アジアでは核武装したインドとパキスタンが国境問題、宗教的相違などが原因で対峙し続けている。さらにインドは隣接する中国が核戦力強化を進めていることに神経をとがらせている。こうした中で、「インド、パキスタン、中国、バングラデシュの約7億人が、インダス川、ガンジス川、ブラマプトラ川の流域の共有水に依存している南アジアほど、気候危機と核戦争の脅威の増大の関係が明確なところはないだろう」との指摘さえある。「ヒマラヤ氷河を水源とするこれらの河川は、気候変動により著しく減少」しており、「この地域の地政学的緊張が高まるにつれ、（気候変動による）水不足と核戦争のリスクという、絡み合った二つの存亡の危機に対処し、解消することがより一層重要」になりつつあるとの見方である。

気候変動と核戦争リスクについて正確な未来予測は不可能なのが実情ではあるものの、高度なコンピューター・シミュレーションの結果をどう受け止めて、政策選択につなげていくか。国レベル、グローバルなレベルを問わず、安全保障にとって大きな課題である。

● 「拡大核抑止」 西田充(p.17)

拡大核抑止（いわゆる「核の傘」）について肯定的・否定的の両方の立場からの議論を紹介し、今後の論点を整理した。

まず、否定的な立場は、拡大核抑止を、核軍縮を阻害する要因と捉える。一例として、拡大核抑止を享受する国が、拡大抑止力の低下を招き安全保障を損ねるとして「先行不使用」

といった核軍縮上の政策に反対する傾向にある。

他方で、肯定的な立場は、日本やドイツ（特に冷戦期の西ドイツ）といった主要な非核兵器国による独自核保有の誘因を取り除く核不拡散上の効果があるとする。拡大核抑止がなければ、現在の9か国よりも多い国が核を保有し（更なる核拡散）、核軍縮はむしろ停滞する。「核の傘」から「非核の傘」に転じることも理論上は選択肢として存在するが、そうした「非核の傘」が自国に核の脅威を与えている核保有国から与えられるものであれば、その傘の信頼性は低く、自国の安全保障を委ねるのは危険すぎるとする。

上記を踏まえた今後の主な論点としては次のとおり。否定的な立場については、「核の傘国」の根本的な安全保障上の問題に対処しないまま）外交的・世論的圧力をかけることで、「核の傘国」が拡大核抑止から離脱し TPNW に加入するアプローチが果たして機能するのか。「核の傘国」が直面する安全保障上の問題にも向き合うアプローチに修正する場合、具体的にどのような段階を経て拡大核抑止からの離脱を実現していくのか。

肯定的な立場については、拡大核抑止を享受しながら、核兵器国に対してどう核軍縮を求めるのか。拡大核抑止と矛盾する、あるいは整合しないおそれがある核軍縮措置を支持できるようにするためには、どのような課題を乗り越える必要があり、どのように乗り越えるのか。

● 「核共有」西田充(p20)

NATO の核共有の慣行を概観した上で、一般的な核共有の要素を抽出し、仮に日本が核共有を導入する場合の論点を整理した（以下、概観部分は省略）。

一般的に、核共有は、①敵性国に対する核抑止力、②非核兵器国である同盟国への安心供与、③非核兵器国である同盟国の独自核武装を防ぐ核不拡散の3つの目的がある。

仮に日本が導入する場合の主な論点は次のとおり。第1に、日本が直面する核の脅威に対して、現在の拡大核抑止の態勢が十分か否か。第2に、日本国民が、現在の拡大核抑止の態勢では安心が十分に供与されないと感じているのか否か（主観的な問題）。第3に、より客観的に見て地域を含む日本の安全保障の向上に資するのか否か（例えば、敵性国家による先制核攻撃を受けるリスクが高まらないか、核共有の必要性を殊更に主張することの日米同盟に与える影響、米中をはじめとする地域の戦略的安定性への影響、北朝鮮の非核化への影響など）。第4に、日本の国是である非核三原則や NPT との整合性との関係、また、NPT を基礎とする国際的な核不拡散体制に与え得る影響、「唯一の戦争被爆国」としての日本の国のあり方への影響など。

● 「核廃絶後の原子力の平和利用」西田充(p.80)

核兵器の廃絶を実現するためには、単に、現存する核兵器を地上から物理的に消し去れば済むものではない。現在の「核不拡散レジーム（体制）」から「核廃絶レジーム（体制）」に移行するためには、そのレジームが安定的に機能するよう確保する必要がある。原子力の平

和利用の扱いも安定的な核廃絶レジームの構築において重要な論点の一つ。

NPT では原子力の平和利用は締約国の「奪い得ない権利」として規定されているが、原子力はもともと核兵器の開発から始まっている。核廃絶レジームにおいても、NPT と同じように全面的に認めることで真に安定的で持続可能な「核兵器のない世界」が実現できるのか（NPT ですら、北朝鮮やイランの核問題が示すとおり、原子力の平和利用を認めながら、核不拡散を担保することは困難）。

特に核廃絶レジームにおいては、1 発の核兵器の戦略的価値が圧倒的に高まり、（核兵器が大量に存在する現在とは違い）僅かな違反でも戦略バランスを覆す「ゲームチェンジャー」となる。したがって、核廃絶レジームでは、原子力の平和利用は一切認めるべきでないとする考え方もある。

他方で、安定的な核廃絶レジームの構築にこそ、一定の原子力の平和利用を認めるべきとの考え方もある。違反を厳格に取り締まる超国家組織ができない限り、各国は自らの安全を自力で担保せざるを得ない以上、むしろ、原子力の平和利用を認めて、核（再）武装能力を各国に持たせることによって、核兵器がない状態での抑止力（「無兵器抑止力(weaponless deterrence)」）を創出し、それによって核廃絶レジームを構築・維持することができるという考え方である。仮に、一定の原子力の平和利用を認める場合、どこまでを認めるのかも重要な論点である（例えば、濃縮・再処理といった機微技術を認めるのか否か）。

TPNW では、特段の議論もなく、NPT と同様に原子力の平和利用を全面的に認めたが、上記のとおり、核廃絶レジームにおける原子力の平和利用のあり方は真剣に検討すべき論点である。

● 「TPNW をめぐる国際政治と市民社会」 河合公明 (p. 51)

第二の意義は、TPNW には、核不拡散条約（NPT）に規定される義務の履行状況の不均衡を是正する役割が期待されるという点である。NPT における非核兵器国が第 1 条の不拡散の義務を履行しているにもかかわらず、核兵器国は第 6 条の核軍縮の義務を履行していないという批判の声が、非核兵器国よりあがっている。NPT における非核兵器国と核兵器国の義務の履行の不均衡は、NPT に対する信頼性に悪影響を及ぼしうる。NPT をめぐるこうした状況の中で、核軍備競争の早期の停止および核軍備の縮小に関する「効果的な措置」の一環として NPT 第 6 条に規定された義務の履行を促すことで、TPNW には、NPT に対する信頼性を回復させる役割が期待されるという意義がある。

【河合コメント】

この点は、TPNW の NPT に対する「補完性」とも関連している。2010 年の NPT 再検討会議では、「結論ならびに今後の行動に向けた勧告」が含まれる最終文書が採択された。核兵器のない世界の平和と安全を目指すことを出発点に、核兵器の使用のもたらす人道上の結末への懸念と国際人道法の遵守の必要性を確認し、すべての国の安全保障のために、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国の明確な約束を再確認し、全面的かつ完全な

軍縮に向けての効果的な前進を達成する目的をもって行動するべく、条約交渉が行われた。核兵器の完全廃棄が核兵器の使用またはその使用の威嚇を防止する唯一の保証であるからこそ、廃棄までを射程に入れた TPNW が必要とされる。これが、TPNW を実現に導いた基本的な論理である。

第三の意義は、「安全保障のための核兵器」という言説に対する疑問を提起した点である。新型コロナの状況下で、人々の生活にとって重要な生命や幸福の価値が浮き彫りになった。またウクライナにおける戦争でロシアが核兵器の使用の可能性に言及したことは、核兵器は人々の安全を脅かす存在であることを思い起こさせた。

【河合コメント】1945年の広島と長崎における原爆投下を最後とする核兵器の使用が、今後も持続可能かについては何の保証もない。ウクライナの危機は、地球上の全ての人々が被爆者になりうるという事実を改めて強く突きつけている。TPNW が投げかけているのは、核兵器は生命や幸福を守るのに役立つのかという根源的な申し立てである。この申し立ては、安全保障を軍事や兵器と同一視する思考で良いのかという点を問うている。

TPNW の大きな課題は、TPNW そのものを広めること—普遍化—にある。「合意は拘束する」という国際法の原則により、TPNW に参加していない国—非締約国—は TPNW に拘束されない。核兵器の保有国は TPNW に参加しておらず、その核兵器の総数はおよそ13,000発にのぼる。TPNW は核兵器の法的禁止を先行させたが、核兵器を保有する非締約国を TPNW に参加させ、世界的な核兵器の廃絶への道筋をどうつくるかが問われている。

【河合コメント】

2022年6月21-23日にウィーンで行われた TPNW 第1回締約国会合は、50の行動を示す行動計画と TPNW の目的と目標を確認する宣言を採択した。行動計画には、「市民社会」という言葉が繰り返し書き込まれている。市民社会の果たす役割、市民社会を構成する一人ひとりの市民の役割に大きな期待が寄せられていることが、行動計画の特徴である。市民の役割が重要であるという点は、核兵器の禁止が条約に基づく状況下で特別な意味を有する。TPNW には、その非締約国に禁止の義務が及ばないという課題がある。核兵器を保有する非締約国に禁止の義務を及ぼすためには、そうした国々を TPNW に参加させる必要あり、そのためにはそれらの国々の市民が政府に働きかけて、核兵器を前提とする安全保障政策を変更させる必要がある。TPNW の締約国数を増やす普遍化には、政府に働きかける市民の力が不可欠なのである。